



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

皆さんは実習生のパスポートをどのように管理していますか。入管法は、外出する際にパスポートなどを携帯することを 16 歳以上の外国人（特別永住者を除く）に義務付けています。パスポートに代わる在留カードを携帯していないと 20 万円以下の罰金が課せられることになっています。監理団体や実習実施者の皆さんは日頃から実習生に在留カードを携帯するように伝えているはずですが、3 月号は、パスポート管理の変遷について書きます。

1. 技能実習生のパスポート管理のいちごっこ（紆余曲折）

パスポートの取り上げは、よく聞く不適正管理の例です。行方不明になる実習生がパスポートだけを持ち、その他のすべての持ち物を置いて姿を消すパターンが少なくありません。ゆえに、パスポートを預かることで行方不明を防止できるとの考えから、事前に実習生のパスポートを会社が集めて管理することがあります。これを「パスポートの取り上げ」と称し、入管は不正行為として禁止しました。しかし、パスポートがなくても実習生は行方不明になります。パスポート取り上げを禁止した行方不明への抑制効果は、それほど高くないかもしれません。

その内に、今度は共同生活を送る実習生からパスポートを預かってほしいとの要望が会社にあり、「預り証」に実習生のサインを取り付けることで会社がパスポートを保管することも良しとなりました。すると、この仕組みを悪用し、実習生に預り証にサインをさせパスポートを取り上げる会社が出てきました。パスポートを紛失すると、再発行のため大使館や領事館に出向くこととなり、疎明資料の母国からの取り寄せなど業務量は小さくありません。お金もかかるので、預かってもらいたいという実習生がいても不思議ではありません。しかし、実習生の意思に反して預かるとなると意味が変わってきてしまいます。最終的には、預り証があっても NG となりました。

そこで、次に登場したのは貴重品ロッカーを会社が用意し、鍵を実習生が自ら保管する方法です。一見、一番理に適っている方法で、一時はこの方法が奨励されました。しかし、ロッカーが会社の事務室にあると建物施錠の関係で自由に出し入れができず、取り上げと効果は同じと解釈され、結局、パスポートの預かりは一切禁止となり、現在、実習生が本人の責任のもとパスポートを直接管理する方法に落ち着いています。

このようにまとめるといろいろな時代があったと感ずります。取り上げの時代から預り証の時代を経てロッカーの時代。そして、今の自己責任の時代。監理団体と会社と実習生は、これまで助け合って問題を解決してきました。しかし、一部のどこにでもいる賢い人の存在によって、ルールがいちごっこのように変化してきました。これからのパスポート管理は、このまま進むのでしょうか。それとも、利便性を考慮した現実的な柔軟性のある次のステップがあり得

るのでしょうか。監理団体は、実習生の在留資格の更新や変更で在留中の実習生のパスポートを頻繁に必要とします。パスポート管理の変遷を知ることは、どのパスポート管理の方法が全方向にとって良いか改めて考えるきっかけとなります。

2. コラム「分からなければ聞けば良い」は正しいか

「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」。人生の教えとして意味のある格言です。しかし、これは、実習制度において正しい姿勢ではないと感じます。実習制度は、それほどシンプルではありません。建前と本音における、日本的複雑さを持っています。例えば、技能実習機構に真正面から聞いてみても、「立場上このように答えなければならぬ」という定型回答もあり、実用的な聞きたい答えは返ってきません。得た回答のとおりにしたら上手く事が運ぶかというところでもありません。「いちいち聞いてくれるな」との反応もあります。聞かれた側の苦難に配慮して、聞くのではなく根拠に基づく自らの判断で進めていくことが求められる場面がよくあります。法律的なブラックはアウトです。しかし、ブラックとホワイトの間には大きなグレーゾーンがあります。このグレーゾーンの取り扱いは一般的に判断を迷うと思います。なぜなら法律的事実だけでなく、上記のパスポート管理のような変遷の背景も知っている必要があるからです。判断に迷う場合は専門家集団である TITSC にお気軽にご相談ください。背景を踏まえた、現実的な判断基準をお伝えします。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>